

○八重瀬町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 18 年 8 月 10 日告示第 77 号)

改正 平成 18 年 10 月 31 日告示第 82 号 平成 23 年 12 月 6 日告示第 15 号

平成 28 年 3 月 30 日告示第 5 号 令和 3 年 3 月 17 日告示第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、新たな小児慢性特定疾患対策の確立について(平成 17 年 2 月 21 日雇児発第 0221001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく事業(以下「小児慢性疾患治療研究事業」という。)の対象となる者(以下「小児慢性特定疾患児」という。)に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は八重瀬町とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具の種目は、別表第 1 の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は八重瀬町に住所を有し、同表の対象者欄に掲げる小児慢性特定疾患児(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による施策(小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。))及び身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による施策の対象とならない者に限る。)とする。

2 用具は、原則として 1 種目につき 1 個の給付とし、既に給付を受けている用具と同一種目のものについては、当該給付の決定日から起算して別表第 1 に掲げる区分及び種目に応じ、同表の耐用年数欄に掲げる耐用年数を経過した場合に限り、給付を行うものとする。ただし、八重瀬町長が必要と認める場合は、この限りではない。

3 別表第 1 に掲げる用具を使うために付属品が必要な場合、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を受けようとする者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(様式第 1 号)に、小児慢性特定疾患医療受給者証の写しを添えて町長に申請するものとする。

(給付の決定等)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書(様式第 2 号)等を作成し、その必要性を審査の上、給付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付を行う旨の決定をしたときは、給付を受ける用具の購入に要する費用のうち申請者に負担させるべき費用の額(以下「自己負担額」という。)を決定し、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書(様式第 3 号。以

下「決定通知書」という。)によりその旨を通知するとともに、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。

3 町長は第1項の規定による用具の給付を行わない旨の決定をしたときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の決定をしたときは、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付委託通知書(様式第6号)により町が用具の給付を委託した業者(以下「委託業者」という。)に通知するものとする。

(給付の方法)

第6条 前条の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、委託業者に給付券を提出し、用具の給付を受けるものとする。

2 給付決定者は、用具の給付を受ける際に、自己負担額を委託業者に支払わなければならない。

3 委託業者は、用具の給付を行った場合は、請求書に給付券を添付し、町が負担すべき額を請求するものとする。

(自己負担額)

第7条 前条第2項の給付に係る自己負担額は、別表第2に定める額とする。

(給付の条件)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保の供してはならない。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

(台帳)

第9条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳(様式第7号)を整備するものとする。

附 則

この告示は、平成18年8月14日から施行する。

附 則(平成18年10月31日告示第82号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の八重瀬町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成23年12月6日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日告示第5号)

(施行期日)

- 1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、改正前の八重瀬町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月17日告示第10号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡(床ずれ)の防止又は失禁等による汚染、又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取換えに当たり、住宅改修を伴うものは除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を有する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円	8年

特殊尿器	自分で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用できるもの	73,700 円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	16,500 円	5年
車いす (電動以外の場合)	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440 円	6年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380 円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの	62,040 円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	22,000 円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	41,580 円	年度につき1回
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者または意見書にて呼吸機能に障害があると確認できる者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	39,600 円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者または主治医により準ずる者として診断されている者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	173,250 円	5年
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中または施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520 円(12ヶ月分)	1ヶ月
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中または施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160 円(12ヶ月分)	1ヶ月
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。(診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて給付する。)	128,700 円(12ヶ月分)	1ヶ月

別表第2

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000円以下 D1階層	2,900	290
		3,001～5,800円 D2階層	3,450	350
		5,801～8,700円 D3階層	3,800	380
		8,701～13,000円 D4階層	4,250	430
		13,001～17,400円 D5階層	4,700	470
		17,401～22,400円 D6階層	5,500	550
		22,401～28,200円 D7階層	6,250	630
		28,201～58,400円 D8階層	8,100	810
		58,401～75,000円 D9階層	9,350	940

	75,001～ 96,600 円	D10 階層	11,5 50	1,160
	96,601～ 121,800 円	D11 階層	13,7 50	1,380
	121,801 ～175,50 0 円	D12 階層	17,8 50	1,790
	175,501 ～221,10 0 円	D13 階層	22,0 00	2,200
	221,101 ～380,80 0 円	D14 階層	26,1 50	2,620
	380,801 ～549,00 0 円	D15 階層	40,3 50	4,040
	549,001 ～579,00 0 円	D16 階層	42,5 00	4,250
	579,001 ～700,90 0 円	D17 階層	51,4 50	5,150
	700,901 ～849,00 0 円	D18 階層	61,2 50	6,130
	849,001 ～1,041, 000 円	D19 階層	71,9 00	7,190
	1,041,00 1 以上	D20 階層	全額	左の徴収基準 額の 10% ただし、その 額が 8,560 円に 満たない場合 は、8,560 円

備考

1 徴収月額の設定の特例

- (1) A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表第 2 の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

- (3) 児童に民法第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例として場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業者の者は、原則として扶養義務者としての取り扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別な事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務としての取り扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、Ⅰ所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、Ⅱ租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)、Ⅲ災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定、Ⅳ平成 30 年 8 月 30 日健発 0830 第 7 号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。)、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)である。

・平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」(以下、本通知)の規定によって再計算をしない取扱いを原則とする。ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前に日常生活用具の給付を受けている児童が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに制定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように、都道府県等の判断により、本通知の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)第 1 条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税(地方税法 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかではない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかではない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。)又は免除(地方税法第 323 条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

### (3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表第 2「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額をこえないものであること。
- 4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

様式第 1 号(第 4 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書  
[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付調査書  
[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書  
[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券  
[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付却下決定通知書  
[別紙参照]

様式第 6 号(第 5 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付委託通知書  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳  
[別紙参照]